

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和47年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

昭和47年3月1日にA社(現在は、C社)D案内所から同社B営業所へ期間を空けることなく異動したにもかかわらず、申立期間が被保険者期間とされていない。当該期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された回答書、人事記録カード、元同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和47年3月1日に同社D案内所から同社B営業所へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年4月の社会保険事務所(当時)の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主(C社)は保険料の納付に関する資料が現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和55年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月26日から同年11月1日まで
昭和55年7月26日から同年10月31日までの間、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和55年10月31日までA社に継続して勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、同年7月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失に係る届出は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和55年11月1日）の後の56年3月9日付けで、オンライン記録の資格喪失日（55年7月26日）までさかのぼって処理されていることが認められる。

また、当該被保険者名簿によると、昭和55年11月1日以降の日付けで、資格喪失日が訂正されている者や、標準報酬月額の随時改定又は定時決定の記録を取り消されている者が多数認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和55年7月26日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年11月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年6月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年9月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月20日から同年10月25日まで

昭和35年3月にA社（現在は、C社）に入社し、39年9月20日に同社D工場から同社B支店へ間を空けることなく異動したにもかかわらず、同年9月が厚生年金保険被保険者期間とされていない。当該期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社からの回答書及び元同僚の証言から、申立人はA社に継続して勤務し（同社D工場から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の給与の締め日が毎月20日であることが確認できるところ、申立人が給与の締め日の翌日（昭和39年9月21日）から同社B支店に着任したことを記憶していることから、39年9月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年10月の社会保険事務所（当時）の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

長野国民年金 事案 768 (事案 464 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から9年5月までの期間及び9年9月から10年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から9年5月まで
② 平成9年9月から10年2月まで

申立期間①については、毎年5月又は6月ごろにA市役所で国民年金保険料の免除申請を行っており、申立期間②については、同市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際に一緒に免除申請を行った。

免除申請後に免除申請承認の通知を受けたことを覚えているにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、平成4年11月にA市に転入後、平成5年度以降の国民年金保険料の免除を申請してきたと主張しているが、同市の免除申請受付簿(電算記録)に申立人の名前は無い上、両申立期間をすべて納付免除とするためには6回の申請手続が必要であるが、これだけの回数事務処理を行政が毎年続けて誤ったとは考え難いこと、ii) 申立人は、「A市に居住していた間、継続的に相談に乗ってもらっていた市職員がおり、その職員を通じて国民年金保険料の免除申請を行った。」としているが、申立人は当該職員の名前を記憶しておらず、当該職員を確認することができないことから、申立期間当時の状況が不明であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「申立期間の国民年金保険料の免除申請を行った。」とする前回の申立てと同様の主張をするのみで、申立期間について国民年金保険料が免除されていたことを示す新たな事実及び関連資料は無いことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間について国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年10月までの期間及び9年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から3年10月まで
② 平成9年4月から同年5月まで

申立期間①については、平成元年*月に結婚した後、転入したA区B近くの区役所出張所で、元夫と私の国民年金保険料の免除申請を行った。後日、元夫の保険料が免除になった通知を見た記憶があるので、当該期間について、元夫が免除とされているにもかかわらず、私だけが免除とされず、未加入とされていることは納得できない。

申立期間②については、平成9年2月にC市に転居し、C市役所で国民健康保険の加入手続をした際、同時に、隣の国民年金の窓口で国民年金の加入手続と国民年金保険料の免除申請をしたと思うので、当該期間が免除とされず、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A区役所の出張所で、自分と元夫の国民年金保険料の免除申請手続を行った。」と主張しているが、A区役所は、「平成元年前後は、国民年金保険料の免除申請は、区役所本庁舎のみで受け付けており、出張所で免除申請手続はできなかった。」と回答している上、その元夫は、「自分は、申立人との結婚前に国民年金の加入手続を行い、可能な限り自分で国民年金保険料を納付した。結婚後、A区へ転入してからは、A区役所本庁舎へ行き、自分の免除申請だけを行い、次の年からは区役所から送られてきた免除申請用紙を区役所本庁舎に持参し、毎年、免除申請手続を行った。申立人の免除申請手続を行った記憶は無い。」と証言している。

また、申立人は、当該期間の国民年金加入手続についての記憶が曖昧であ

るところ、オンライン記録及びC市の国民年金被保険者名簿（電算記録）によると、申立人は、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号から付番された基礎年金番号により、C市において平成16年7月31日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立期間①について、申立人の保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「C市役所で免除申請をしたと思う。」と主張しているものの、当該期間に係る国民年金の加入手続についての記憶が曖昧^{あいまい}であるところ、上述のとおり、申立人は、平成16年7月31日に初めて国民年金被保険者資格を取得しており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人の保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 770 (事案 386 及び 597 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 47 年 10 月までの期間及び 50 年 3 月から 51 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月から 47 年 10 月まで
② 昭和 50 年 3 月から 51 年 4 月まで

申立期間について、それぞれ会社退職後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した記憶があるにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は昭和 44 年 5 月ごろ A 市において国民年金に初めて加入していることが確認できるが、同年 10 月に国民年金被保険者資格をいったん喪失しており、その後、平成 4 年 2 月に B 市において新たな国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金に加入していることは確認できるものの、昭和 44 年 10 月に被保険者資格を喪失後、新たに国民年金手帳記号番号が払い出されるまでの間、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことを確認することができないこと、ii) 申立人は、切替手続に関する明確な記憶が無い上、申立期間後においても長期にわたる未加入期間が複数あり、申立人が会社退職後速やかに切替手続を行ってきた状況にはないことから、両申立期間に限って切替手続を行ったとは考え難いこと、iii) 納付の実態が不明である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料 (日記、家計簿等) は無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間について、それぞれ会社退職後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し

た記憶があるとして当委員会に再申立てを行ったが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらなかったことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私は、市役所には 4 回しか行っていない。そのうちの 2 回が申立期間に係るものであり、その時に国民健康保険と国民年金は一体で、セットでなければ加入できないと市で言われたことを思い出した。国民年金にだけ加入していないはずはない。」と主張しているが、A 市は、「当市において申立人が国民健康保険に加入していたか否かについては、資料の保存期間の経過により確認できない。また、国民健康保険と国民年金は、基本的にはセットでの加入を勧めてはいたが、セットでなければ加入できないということはない。」としていることや、申立人は、当初の申立ての際に、「申立期間については国民健康保険には加入しておらず、医療費は実費を払っていた。」としていたことなど、申立内容には不自然さがみられることから、この主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 6 日から 44 年 4 月 1 日まで
昭和 43 年 8 月に、夫（入籍は 44 年 2 月 * 日）と一緒に A 社に入社した。
私は、途中から同じ事業主が経営している B 社に変わったが、退職は夫と同じ昭和 44 年 3 月末であったにもかかわらず、私の申立期間の厚生年金保険被保険者記録だけが抜けている。
申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立てに係る B 社に勤務していたことはいかがえるものの、当該元同僚からは、申立人の勤務期間及び退職時期を特定できる証言を得ることができなかった。

また、雇用保険の記録によると、申立人の当該事業所における離職日は、昭和 43 年 10 月 2 日とされていることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、事業主も既に他界していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月20日から25年1月1日まで
A社B工場に昭和24年12月31日まで勤務していたが、資格喪失日が同年2月20日になっている。長女出産のため、私(申立人の妻)だけが同年10月にC郡の実家に帰り、同年*月*日に出産した時点では、まだ夫(申立人)はBにおり、同年12月31日に帰ったことを記憶しているので、記録を訂正してほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が、昭和24年2月20日以降もA社B工場に勤務していたことはうかがえるものの、当該同僚からは、申立人の勤務期間及び退職時期を特定できる証言が得られない。

また、社会保険事務所(当時)の記録によると、当該事業所は、昭和24年2月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立人と同日に被保険者資格を喪失した元同僚3人に聴取したが、適用事業所ではなくなった日以後の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる証言や資料は得られなかった。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)を既に廃棄したと回答しており、このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。